



プレスリリース
2020年11月17日
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
PayPay 株式会社

「セブン・イレブンアプリ」で決済サービス「PayPay」が12月中旬より使用可能に

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：永松 文彦）とPayPay 株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長執行役員 CEO：中山 一郎）は、2020年12月中旬（※1）より「セブン・イレブンアプリ」にキャッシュレス決済サービス「PayPay」を搭載いたします。



「セブン・イレブンアプリ」に「PayPay」が搭載されることで、画面上に「PayPay」の支払いバーコードが表示され、全国のセブン・イレブンで、お支払いが可能となります。また、お買い物の際に「セブン・イレブンアプリ」の会員コード提示で受け取ることができる追加のバッジやセブンマイル（税抜き200円購入で1マイル）がお手続きなしで受け取れます。さらに、PayPayボーナス（支払額の最大1.5%）（※2）も同時に受け取れるので、さらに便利でお得にご利用いただけます。

セブン・イレブン・ジャパンとPayPayは、今後もお客様の利便性を高めるため、さらなるサービスの拡充をはかってまいります。また、今後、お買い物が楽しみになるキャンペーンの実施等を検討してまいりますので、ご期待ください。

※1 サービス開始日は決まり次第、PayPayのホームページでお知らせします。

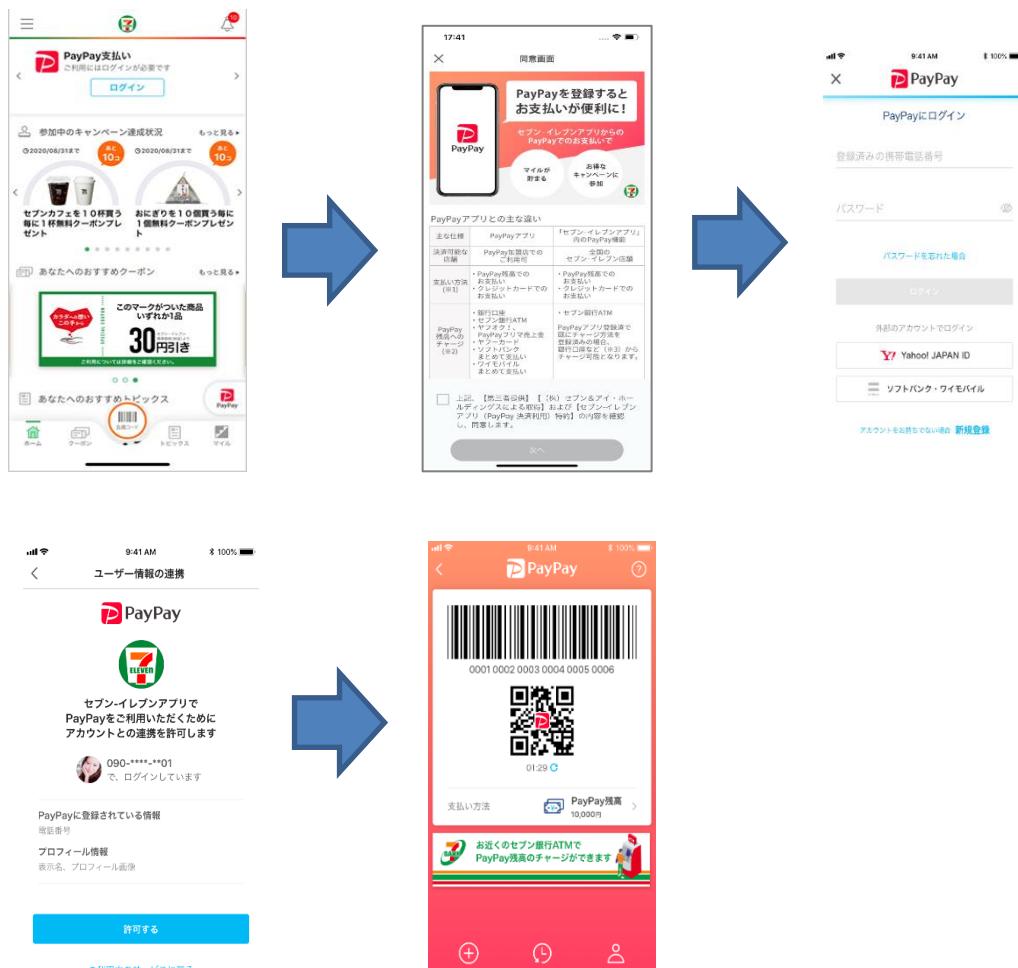
※2 「セブン・イレブンアプリ」から「PayPay」でお支払いいただいた場合も「PayPayステップ」のカウント対象になります。付与率については[こちら](https://paypay.ne.jp/event/paypay-step/)をご確認ください。URL:<https://paypay.ne.jp/event/paypay-step/>

<「セブン-イレブンアプリ」から「PayPay」の登録方法>

1. 「セブン-イレブンアプリ」を開き、トップ画面右下の“PayPayボタン”またはPayPay支払いのログインボタンをタップ
2. 「セブン-イレブンアプリ (PayPay決済利用) 特約」などを確認の上“同意する”にチェックを入れ、“次へ”をタップ
3. 「PayPay利用規約 (セブン-イレブンアプリ利用特約)」等を確認の上“同意する”にチェックを入れ、“次へ”をタップ
4. 「PayPay」のアカウントを持っている場合、ログインします。
5. 「PayPay」のアカウントを持っていない場合、新規登録後、ログインします。
6. 画面にユーザー情報の連携の許可について表示されるので、個別的情報内容を確認の上、“許可する”をタップ
7. 「セブン-イレブンアプリ」から「PayPay」がご利用頂けます。

「PayPay」アプリを用いてお支払いいただく場合のサービス内容と、「セブン-イレブンアプリ」内のPayPay機能を用いてお支払いいただく場合のサービス内容には相違があります。

※詳細は、2020年8月11日付プレスリリース記載の表をご確認下さい。



※画像は開発中のイメージです。

＜ご参考＞

■ 「セブン - イレブンアプリ」について

セブン - イレブンアプリは、セブン - イレブン店舗での日々のお買い物を通じて、「楽しい」「お得な」体験を提供することを目的としたスマートフォンアプリとして、2018年6月に運用開始されました。

買い物時に会員コードを提示するだけで、バッジやセブンマイルが貯まります。また、お得なクーポンや新商品・キャンペーン等の情報を届けし、お客様お一人おひとりとのコミュニケーションをかなえるサービスです。

■ PayPay 株式会社が提供するキャッシュレス決済サービス「PayPay」の主な特長

大型チェーン店はもちろん、中小規模の店舗や、自動販売機、タクシー、公共交通機関などへの支払いまで、日本全国に拡大し続けているキャッシュレス決済サービスです。オンラインサービスでの支払いや公共料金の請求書払いなど、さまざまな決済シーンでも利用できます。また、ユーザー間でPayPay残高（PayPayマネーおよびPayPayマネーライト）を手数料無料で「送る・受け取る」（送金または譲渡とその受け取り）機能や、PayPayボーナスを提携する第一種金融商品取引業者のポイントと交換することにより、当該事業者の提供する投資の疑似体験ができる「ボーナス運用」サービスなど、決済以外にも便利な利用方法が広がっています。さらに、24時間365日相談可能な電話窓口を設置し、万が一被害にあった場合の補償制度を設けるなど、ユーザーに安心してご利用いただける環境づくりを行っています。

PayPay株式会社は、下記の登録を受けています。

- ・前払式支払手段（第三者型）発行者 登録番号：関東財務局長 第00710号
- ・資金移動業者 登録番号：関東財務局長 第00068号

※ 「PayPay」（PayPay残高）には、PayPayマネーとPayPayマネーライト、PayPayボーナスおよびPayPayボーナスライトの4種類があります。PayPayマネーは、当社所定の本人確認手続きを経て開設したPayPayアカウントへ入金した金額の範囲内で、提携サービスや加盟店での決済に用いることができるほか、PayPayユーザー間で手数料無料にて送金や受け取りが可能です。また、PayPayマネーを払い出して指定した銀行口座に入金することもできます（ジャパンネット銀行を指定した場合、払出手数料は無料）。この法的性質は、商品等の代価の弁済のために使用することができ、また送金および払い出しができる電磁的記録であって、資金決済に関する法律第37条に定める登録を受けた資金移動業者である当社が発行するものです。PayPayマネーライトは、当社が発行する電子マネーであり、これを購入して提携サービスや加盟店での決済に用いることができるほか、PayPayユーザー間で手数料無料にて譲渡、譲り受けが可能です。この法的性質は、当社が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項）をいいます。また、「PayPay」を利用した際の特典やキャンペーン等で無償付与されるPayPayボーナスおよびPayPayボーナスライトも、PayPayマネーとPayPayマネーライトと同様に、提携サービスや加盟店での決済に用いることができます。ただし、PayPayユーザー間での送金、譲渡や払い出しができません。PayPayボーナスライトには有効期限が設定されており、期限を過ぎると失効します。

また、当社は、ユーザーが安心して利用できる環境づくりを行っています。利用中のPayPayアカウントで、第三者利用による心当たりのない請求が発生した場合や、PayPayアカウントをお持ちでないにもかかわらず、PayPayからの請求が発生していた場合に、所定の補償条件を満たすことを前提に、損害額（第三者から補償を受ける場合は、その補償される金額を差し引いた額）について、補償を受けることができます。詳しくは、[こちら](https://paypay.ne.jp/help/c0117/)をご覧ください。URL:<https://paypay.ne.jp/help/c0117/>

※ このプレスリリースに記載されている会社名、屋号および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。

以上